

高畠町農業委員会第37回総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日(木) 午前9時00分から午前10時00分まで

2. 開催場所 高畠町役場 委員会室

3. 出席委員(16名)

会長	1番	山口 令和 委員			
2番	佐藤 泰彦 委員		3番	山田 文則 委員	
4番	高梨 修一 委員		5番	長谷川 みどり 委員	
6番	横山 裕一 委員		7番	齋藤 真徳 委員	
8番	嶋津 功美 委員		9番	黒田 雅幸 委員	
10番	菅野 仁一 委員		11番	高橋 稔 委員	
12番	栗田 亮一 委員		13番	安部 春一 委員	
14番	庄司 和美 委員		15番	萩原 拓重 委員	
16番	高橋 正利 委員				

4. 欠席委員(-名)

なし

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 付議事項

報第 61号	農地転用許可制限例外の確認について……………	1件
議第163号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	1件
議第164号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	2件
議第165号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願に対する農業委員会の意見決定について……………	1件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二 宮 弘 明

主 任 小 関 陽 香

事務局次長兼農地係長

主 任

落 合 明 子

齋 藤 一 哉

事務局長

では、皆さん、おはようございます。

ただいまより第37回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤会長職務代理者、よろしく願いいたします。皆様、ご起立お願いいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

ご着席ください。

山口会長よりご挨拶をいただきます。お願いいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日でございますけれども、全員出席でございますので、定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。

初めに、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、会議規則によりまして私のほうから指名いたします。

2番佐藤泰彦職務代理、12番栗田亮一委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主任を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

本総会の会期は、本日1日限りといたします。

議 長 次に、日程第 3、報第 6 1 号「農地転用許可制限例外の確認について」 1 件を議題とします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主任。

番 外 《齋藤主任》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第 6 1 号を議案書をもとに朗読】

議 長 これにつきましては、現地調査が行われております。代表農業委員より報告をお願いします。1 3 番安部委員。

1 3 番 1 3 番です。

6 月 1 6 日に、庄司委員、二宮事務局長、齋藤主任、私の 4 名で現地調査を実施してきました。

届出があった場所については、〇〇氏のブドウ園の東側に隣接した場所であり、雑草がありました。事由欄に記載されたとおり、ブドウ園に隣接する道路は、乗用車 1 台がやっと通行できる狭い道路であり、駐車できる場所がありませんでした。駐車場として利用するに当たり、周辺農地への影響もなく、問題ないものと判断してきたところです。

以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。

発言のある方いらっしゃいますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第 6 1 号を終わります。

議 長 次に、日程第 4、議第 1 6 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による賃貸借

権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第163号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入らせていただきます。質疑の方ございますか。3番山田委員。

3 番 3番です。

この件については、地元の人というか下流のほうから苦情が出て、何か問題になっているようなことを聞いていますけれども、これは解決したんでしょうか。

議 長 小関主任。

番 外 《小関主任》 事務局のほうでは、現在、地元の周辺の住民の方と〇〇とで合意書を作成する調整をしていると伺っております。

議 長 ということは、流さないという協定を結ぶということになるのかな。
あと、この利用はどうなるのかな。何を作付するというか。小関主任。

番 外 《小関主任》 作付はニンニクだそうです。

議 長

3 番。

3 番

3 番です。

それ〇〇の方にも先日お会いして、〇〇川のほうにも流出しているということで、何か問題が解決しているような話しぶりではなかったものですから、問題が解決してからでないと、また同じような河川の汚染に結びつくのではないかなと思うんですけれども、ここで許可を出していいものかどうか。

何かし尿というか、牛のあれなんですか、何かちょっと〇〇で牛のバイオで何か処理しているやつをまいたという話を聞いたんですけれども、多量にまき過ぎたということがあるんでしょうけれども、その辺をちょっと確認をしていただきたいなという、地元の人のお話を聞くと、そういう心配がありました。

議 長

ただいまのご意見の流れからいきますと、規模拡大で頑張るのはいいんでしょうけれども、協定書等を結ぶという流れのようでありますので、ただいまご意見があったとおり、その辺について、きちとなった時点で許可できるものと考えられますから、一時保留という流れも拒めないのではないかなと思いますけれども、皆さんのご意見どうでしょうか。局長。

番 外

《二宮局長》 補足をさせていただきます。

一昨年ですけれども、〇〇のほうで申請がありました。その後、栽培をされたわけですが、今、山田委員からありましたように液肥を散布したときに、その臭い、そしてその量がすごくまかれたということがあって、地元のほうからクレームがあったということです。

事前に地元への説明があつて、それから着手すればよかったと思うんですけれども、そういうことがなかったということで、この件の窓口は町の農林課で行っております。

あわせて、公民館も窓口になっておりますけれども、覚書等については〇

○、そして町、そして地元の○○ということになっております。お話し合いの中では、毎年水質検査を行って、それを報告するということにしております。

あと、昨年問題が発生した後、○○のほうで住民への説明会というのも行われておりまして、その中でいろいろな要望が出されておりました、それに向けて○○としても全面的に対処するというところでやっております。

それで、協定については現在、調整をしている最中ということであるんですけれども、窓口となっている方、○○さんなんですけれども、なかなか本人も忙しくてということがあって、進んでいないというところは聞いております。

ただ、○○のほうでも、現地調査で報告もあったように現地はかなり草がぼうぼう、いわゆる遊休農地化しているところになっています。そこを昨年同様、開墾をして石なども取って畑にするということになってくると、相当な時間がかかるということと、ニンニク栽培をするに当たっての時期を考えると、7月、8月の申請をするのでは間に合わないということでありました。

それで、協定を結んでからでないというところについては、農地法の3条の許可要件の中には出てはおりません。つまり、例えば昨年借りているんだけど、全く栽培をしていなくて今回申請が出てきたのであれば、栽培の意思がないということで不許可とか、そういう取扱いできますけれども、その三者の契約や覚書が締結されていないから許可のほうを一時保留するという部分については、農地法の中には盛り込まれていない、つまり権限がないという状況になっております。その辺のところを踏まえて、再度ご協議いただければと思います。よろしくお願いします。

議 長

10番菅野委員。

10番

10番です。

今説明あったとおり、中身は十分分かりました。この○○がやっている

ことは、かなり近隣住民に迷惑をかけているということでありまして、まだ近隣住民との覚書もできていないと。ということは、近隣住民が納得していないからと思います。

しかし、今局長が言うように、法的には問題ないということではあります。が、これこのまま農業委員会で通してしまったら、結局この〇〇が農業委員会から許可をもらったからやりますよと。となれば、地域住民との今度いさかいが出てくるのではないかと私は思います。

であるので、会長が言うように、これは法的に問題がなくても、今回は不許可にすると。ここで農業委員会が認めてしまえば、農業委員会、農林課、地域の中で話し合ったときに、もう既に農業委員会から許可をもらっているのだからいいのだと、おまえたちの言うこと聞かなくてもいいと、うちはできるんだと、法的には問題ないということになれば、本当に後で住民とのいさかいが想定されると。

過去にもそういうことはあったわけで、法的には問題ないだろうかもしれませんが、感情の問題だかもしれないけれども、法的に問題がないといっても、地元でいざこざ起きるようなことは、私は防ぐべきだと思いますし、今回は不許可とするべきだと思います。

以上です。

議 長

そのほか、ございますか。15番萩原委員。

15番

15番です。

法的に問題ないということであれば、許可できないという判断をできないのかなというところはあるんですけども、保留することについては何か問題あるんですかね。次に回す、みたいなイメージ。

議 長

ないと思います。前回は〇〇のほうを借りたのですか。同じ場所。（「〇〇」の声あり）〇〇か。局長。

番 外

《二宮局長》 ○○の場所になりまして、今回はその隣接地ということでございます。

ただし、○○は○○の上のほうでありますので、水流のほうが○○川のほうまで流れるということがあって、山田委員から先ほどあったように、○○の方がご心配されているという状況になっております。

以上です。

議 長

どうぞ。

番 外

《二宮局長》 農地法などの申請については、標準処理期間というのがあります。つまり、申請を受け付けてから許可を出すまで何日間ということがあります。農地転用も含めてになりますので、例えば保留とした場合に、標準処理期間を超えてしまった場合に、法的にそこをクリアしなければいけないという部分がありますので、不許可にした場合だとすると、例えば何で不許可ですかということで不服申立てであったときに、勝てないということになってきます。

保留になった場合についても、どういった理由で、農地法の何に抵触して保留ですかと申請者の方から言われた場合については、こちらで明確に、ここに該当するので保留にしましたという部分については、言えないという状況になっています。

基本的には農地法の第3条の許可要件の中で判断をしていただくというのが、大原則となっております。よろしくお願いいたします。

議 長

11番高橋委員。

11番

11番です。

私もこの現場に行って、臭いを嗅いだりいろいろしましたけれども、今年も5月かな、行って、一番の問題は、この技術的な部分はすごい素晴らしい技術で、このバイオで有機栽培で技術は素晴らしいんだけど、一番問題

になっているのが、一番最初に地域住民に説明していなかったというので、〇〇の方々が感情的になっていて信用できないと。だから、そこが一番問題になっていて、この技術とかこの〇〇には全然、バイオの関係は問題ないんだけど、一番は感情が入っているもんだから、その感情を法的に抑える、そういう問題で保留にできるかどうかだろうね。

そして、偶然この液肥をうちの田んぼの隣で散布しているとき、俺ちょうど田うないしていて、全然臭わなくて、このときの話はもう嘔吐、戻すほどのすごい臭いでひどかったという、隣のブドウ園の方は言っていたんだけど、散布していたとき、ちょうど行って臭い嗅いだら全然臭わなくて、そして次の日、息子がうなっているときに散布していったら、すごいどぶの臭いしたとかという、だから散布している、風のせいなんだかちょっと分からないんだけど、実際うちの田んぼの隣で液肥散布して、今米作りしている〇〇氏なんだけど、技術的には何の問題もなく、法的にもいろいろな調査を受けたりしていて、あと水質調査で引っかかったというのは毎年水質調査していて、それが偶然何かの数値がちょっと高くなっただけなんだ。それが〇〇の影響かどうか、はっきりと分からないんだ。

だから、そういう水質調査で出たとかというのはちょっとまだ、それは何回かしてみないと分からない状況。

ただ、やっぱり地域住民の反対を押し切ってまで農業委員会が許可するわけにいかないからということで一旦保留にして、〇〇の方に、前に問題になって集まっているいろいろな意見言った人の意見を聞いて決めないと、これはちょっと難しいのかな。ちょっと感情的になっている部分があるようなので。

以上です。

議 長

では、10番。

10番

10番です。

実は当地区で十数年前、大規模〇〇建設運動、〇〇を建てたいよという人

がいて、地域住民も知らないうちに、ここで、この総会だけで、法的に問題ないからだろうけれども、通したという経過があります。

ところが、その後、今言った住民感情、水源の上流に、特にその人、〇〇氏なんだったけれども、建てたおかげですごい騒ぎになって、中央公民館に300人、400人集めて反対運動して、反対運動したんだけど、止まりません。はっきり言って感情だったと思います。法的には問題なかったと思います。

ただ、そのときの地元の農業委員は、つるし上げになって、かなりひどい目に遭った。何でおまえたち協力したんだと、何で賛成したんだと。確かに法律では許可されているから、やむを得ないということは、今俺も農業委員していて、それは分かりますが、かなりひどい目に遭いました、地元農業委員も。

そして、300人ほどの反対運動、弁護士、いろいろなところに行って相談したんだけど、結局は法的に農業委員会が通したから、それは正式なものだということが最終的な結果だったんだけど、そういう住民感情というものもあるので、もっと調べて住民の方がある程度納得した形で進めていかないと、やりようによっては農業委員会で許可出たんだからいいのだと、おまえたちの言うことは聞かなくていいのだと。やりますよとこの人がやってしまうと、またまたひどい状況になろうかと思いますので、やっぱりなぜ不許可にしたのかということは、今様々出ているご意見を集約して上げてやれば、それは認められることではないんだろうかと思いますので、やっぱり一番は感情だと思います。感情論だと思いますので、ここで委員会が通せば必ず農業委員会が通したと、だからしたんだと言われるから、するとやっぱり地元の農業委員何していたんだと、おまえたち許可したんだろうとなるから、そこら辺は慎重に取り扱うべきだと思います。

ただ、その〇〇の主は住民からやり玉に上げられて、もう駄目だとバンザイして今は〇〇していないんだけど、家族から何から皆、地元の人だったから、いろいろなことでやり玉に上げられて、大変な目に遭ったのは事実です。なので、慎重に取扱いをしていただきたいと思います。よろしくお願

議 長

いします。

そのほか、ご意見ありますか。

一応、議案に対しては皆さんからのご意見をもって承認ということになるかと思いますが、ただいま申し上げたとおり、もう少し〇〇のほうとしても、これまでの経過が出ているというところを取りまとめていただいて、やはり、それらについての回答を求めた上で我々は再度審議するということで、一時保留をさせていただくというのが、妥当ではないかという感じでお聞きしましたけれども、その内容でよろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては一時保留をさせていただいて、申請人のほうに、ただいま申し上げられた内容をお伝えして、善処策を一度提出していただくということをお願いするということで、よろしく願いを申し上げます。局長。

番 外

《二宮局長》 先ほど申し上げましたように、保留をするといった場合に、農地法の何に抵触して保留したのかということで、この件について〇〇の〇〇も直接来られております。これまで地元の方と何度も協議をして提案もしていると、説明も何回もしているということでありました。

今月、6月8日に〇〇公民館で地元の方と、〇〇地区公民館の職員と〇〇会の代表の方でお話合いがあった報告書を今、見ているんですけども、その中で〇〇会の会長については、地元のほうでやっぱり〇〇と折り合いをつけていく方向で進めていくことが必要でないかということで、提案をしています。

ただ、覚書のところでは、〇〇会が入ることについてはよろしくないという意見を出しているということで、覚書を締結するその三者について、まだ調整をしているという段階になっています。

そういったことで、保留となりましたということで、今、決定なった場合なんですけれども、私たちは説明はそこまでしかできないんですけども、訴えられたら、どなたがその説明を会社にしていただけるのかというところ

を決めていただくという部分と、もう一つ、いつまで保留するのか。覚書が、先ほど言ったように、代表となっている〇〇さんの日程と、地元の説明会の日程の関係も今、農作業で忙しいところもあるので、すぐ締結できるようなお話ぶりではないというところもありますので、そういったことを鑑みると、私たち事務局でできるところというのは、限定的かなと思っております。

そこを踏まえて、相手方も〇〇の〇〇でありますので、〇〇については、農地法もかなり勉強されているようでした。許可要件についてはこちらでも十分勉強しているし、専門の行政書士的な方もいらっしゃるようでしたので、お話なんかも聞いておりますので、それに対して私たちは、地元の合意がなかなか得られていないようなので保留しましたと言ったときに、堪えられるかどうかというところは、正直事務局のほうでは堪え切れないと思っております。そこを踏まえて、よろしく願いいたします。

議 長

局長の話は、話として伺えることなんですけれども、やはり委員として様々なところからのご意見をいただいたということでもありますので、何も許可をしないということではないわけです。

ただいまいろいろ問題になっている部分について、クリアをしていくということであれば、何も許可相当でいいと思いますけれども、ただいま出た内容について、〇〇の〇〇ですか、大変勉強されているということであると思うんですけれども、我々もそれらに対して一生懸命勉強させていただいて、総会に臨んでいるという感じに思っておりますので、それはそれで我々のご意見を一応まとめた中で、これらについてどのような対応をするか、それを基にして、1か月間だけ保留をするという流れで何ら問題ではないのではないかなと私は思いますけれども、相手が法的に出た場合におきましては、やはりそれなりの対応は我々で持っていく必要があろうかと思っておりますので、その辺のところにつきましては、もしそういった場合になった場合は、それなりの話合いを持つということで、なっていくのではないかなと思います。

ですから、権限がある、なしというのではなくて、やはりただいま様々な

意見が出た流れで、どうしてもその辺のところについて再度〇〇のほうからご意見をいただくということを申し上げて、そういう回答があったということであれば、それなりの審議を来月するという内容になろうかなと考えますが、皆さんどうでしょうか。3番。

3 番

3 番です。

局長の説明の中で、〇〇会が入っては、覚書ですか、それにうまくないのではないかという、〇〇からあったのかどうか、そこら辺ちょっとどういうことなのか、詳しくお聞きしたいんですけども。

議 長

局長。

番 外

《二宮局長》 〇〇会が入ることが適当でないと判断されたのは、〇〇会様のほうです。〇〇会の会長のほうが、そう言ったとのこと。地元として〇〇会に入っていたいただいたほうがいいだろうということで提案があって、〇〇会は関わってきましたけれども、覚書のほうに〇〇会が入ることは、しないというお話があったということです。

以上です。

議 長

いいですか。11番。

11 番

11 番です。

まず、〇〇会というのは〇〇地区にあって、毎年区長、〇〇地区をよくするためにいろいろな人が集まって、〇〇地区をよくするための会なんだけれども、前は区長会など毎年替わるから、毎年替わらないメンバーで〇〇のためのことを考えましょうという〇〇会という組織があって、その活動として水質調査をしたり、いろいろなことをやっています。

その会がちょうど今回関わってきているので、住民の代表になっている〇〇さん、今〇〇の〇〇部会の会長をしていて、多分これから忙しい時期だと

思うんだけど、その方に、早めに〇〇の住民の意見もう一回聞いて、〇〇の方はとにかく地域の方に数値とか何かを見せながら、しっかり連絡を密にして、地域住民に理解してもらうしかないという考えで、なるべくいろいろな報告はするようにするという話は聞いています。

〇〇さんを中心に、〇〇の方に農業委員会の今の状況のことを言って、しっかりと住民の許可をもらってでないと、法的に問題ないというのはあるかもしれないけれども、やっぱり地域住民の意見を見無視して、地域住民から反対の意見があるから、一旦保留させてくださいというのは駄目なわけだね。そういう形で、その代わりこの1か月の間にしっかりとした代表の方から意見集約してもらって決めていくとしないと、だと思います。

議 長

同じことですよね。10番。

10番

10番。

覚書するに当たり、〇〇会が参加しないということは理解したということではないんですか。〇〇住民の代表者なんだろう、今、稔君が言うような。様々な組織の代表者で、たまたま〇〇君がしていたと。

でも、それは別に俺たちは参加しなくていいと、そっちだけでしてくださいということは、違うのか。今の話聞くと、何かそう理解したんだけど。（不規則発言あり）

いや、〇〇のほうから〇〇会は参加しなくてもいいと言われるなら、また話は別だろうけれども、地元住民が参加しなくてもいいということは、地元住民が納得したということにも捉えられるわけだ。

議 長

三者協定には行政も入っていると言ったでしょう。農林課が窓口だということもあるだろうし、そこまでは、さっき高橋委員が言ったように、あくまでも〇〇をよくする会なんだと。だから、こういう一件については我々は、そこまで行く必要でないのではないかとということで、退けたという解釈もできるのではないかと。だから、あくまでも地域を関係する人とみっちり話し

合って対応していくということで、やっていくんだということを我々は代表者ないしその〇〇の人からお聞きをして、間違いなくみっちり対応していくとなれば、次回の総会で、この案件がまた上がったときには分かりましたということで承認できるのではないかとということで、いいのではないかなと思います。

何も裁判して駄目だったというのは、相手だって立派な〇〇なんだから、そこまでは問い詰めるものでもないし、我々もそんなことで許可しないというわけでないんだと。

ただ、問題になっているのは、今皆さんから出た問題であるから、それに対応していただければ、我々のほうはいいのではないかと、こういうことだから、別に保留しても、先ほど言ったような流れを確認させていただければ次の月は使えと、契約できるということで、何らそんなに問題ではないのかなと思いますけれどもね。

10番

地域住民の代表者が、参加しなくてもいいやということは納得したということだろうから、最初の流れと話が何か違うふうになっている気がするから、地域住民の感情であったり、せめて覚書に調停するまでは不許可というか、延ばしてもいいんだろうけれども、許可はいずれしますけれども、覚書できればということであれば何ともね。

今の話聞いていると、〇〇の地区の代表者が、参加しなくてもいいやということは、この次に回してもいいんだろうけれども、そこは微妙なところだろうね。

議長

7番。

7番

7番です。

今の〇〇会と〇〇の話は、私は〇〇会に〇〇も加入したらどうでしょうかということ、私そう思って聞いていたんですが、それを〇〇会は〇〇は入らなくていいよというイメージだったんですけれども、そこはどうだったんで

しょうか。

あと、これ、そもそも表題に農業委員会の可否を求めるという題目で私たち話していると思っておりますので、毎回。可否を求めるだから、否もあってしかりだと思います。

以上です。

議 長

局長、今の前段のほう、どっちなんだ。

番 外

《二宮局長》 この問題が起きたときに、先ほど高橋委員からありましたように、〇〇会のほうで水質検査を実施しているということがあって、三者協定に〇〇会に入ってほしいということの要望だったんです。

ところが、〇〇会の役員のほうから、〇〇会で締結すべき問題ではないということで、関わりは持つけれども、その覚書に締結することは、〇〇会としてはしないという結論に至ったという報告の文書になっております。

議 長

そうすると、どことどこの締結をしていくということで。小関主任。

番 外

《小関主任》 農林課の平石主任から最新情報を聞いてきました。

先週の土曜日に、〇〇と地元の有志の会と一緒に相談をしたそうです。地元の代表は〇〇さんではなく、〇〇の〇〇さんという方だそうです。先週の土曜日に、協定書をつくろうと思って話をしたそうなんですけれども、今回は協定書を結ぶのはやめようという話になったそうです。1年間様子を見ようという話になって、落ち着いた状況ということでした。

そして、今回の規模拡大の申請も有志の会の皆さんは分かっている、今回開墾作業前には〇〇さんなどに声をかけてから作業するという約束をしているとのことでした。

秋の作業や来年の農作業のときにも、こういう計画で、こういうふうには液肥をまきますといったスケジュールなどを普及課に相談しながら進めていくということで、農林課とも約束をしているという状況だそうでした。

以上です。

議 長

最近の情報では、少しずつというか、改善の方向で進めるということで、農林課も入っている状況になったということです。

私も今まで話していたことが、ひっくり返るようでありますけれども、そのようなことで進めておって、さらに被害をなくしていくという意見なのかなと今思いましたけれども、そういったことであれば保留しなくて、やはりそれなりに、みっちりした事業で地元の人とも話しながら進めると、こういう内容のようであります、皆さん、どうでしょう。3番山田委員。

3 番

地元の人が承諾すれば、そんなに問題はないと思うんだけど、ただちょっと1つだけお聞きしたいんだけど、去年からこの事業を進めて、去年恐らくニンニクを作付したと思うんですけども、出来とかなんかは、どうなんでしょうか。全然収穫できないとか、本当に大した収量もなかったとかだったら、結局バイオマスし尿の、ただ処理だけのためにやっているのではないかという、そういうちょっと不信感も湧いてきますので、そのニンニクの状況はどうなんでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

議 長

11番。

11番

春散布したとき行ったときは、生育まだ初期だったんですけども、収穫までまだいっていないんですけども、あと、この説明会のときも〇〇辺りかなり取り組んでいて、〇〇市役所のほうでも許可何かいろいろ出していて、〇〇で何年か前から果樹栽培に使ったり、あと〇〇さんという方はアスパラ栽培にずっと使っていたり、〇〇ではかなりこの液肥を使って、いろいろな農産物を作っているという事例も直接聞いたりしています。あといろいろな分析結果ももらったりしているので、やっぱりさっきから言っているとおり、臭い液肥をまいたことによる住民の不満が一番で、おまへの信用できないとはっきり、この〇〇君あたりは言っているような状況で、この〇〇君

が代表で1年間、いろいろな作業的なことを報告してもらって、様子見でという話がついているということなんですよ。

では、農業委員会としては保留する意味がなくなったというか、地域住民との話がそういうふうについているのであれば、保留しなくてもいいのではないのかなと思います。

議 長

その収穫関係なんていうのは、別に分かりますか、分かりませんか。

現況については、まずはそこそこに栽培なされているということだから。齋藤主任。

番 外

《齋藤主任》 現時点では収量というのは把握していないんですけれども、〇〇は一般法人の届出いただいておりますので、一般法人は決算後3か月以内に報告書を提出することになっておりまして、その中で栽培している品目であったり収量の報告が出てくるので、そのタイミングでは収量とか分かるのかなと思います。

届出が出ていない場合は、こちらで催促して提出するよということとは管理していますので、今、農地所有適格法人、一般法人合わせて30社ほどございますけれども、提出していない法人はございませんので、そこは出してもらおうということになりますので、こちらで要求して提出してもらおうと思います。

議 長

最後、代理。

2 番

皆さんからかなり様々な意見等出ておりまして、もっとも納得できるようなご意見も多々ありましたので、こういったものを条件付といいますか、意見付という形で〇〇のほうにお渡しをしながら、今回は許可という方向でいくのがよろしいかなと思います。

あと、農業委員会の勝手な都合ではありますけれども、今回、改選ということで現委員の半分以上がいなくなるという中で、来月どうするという話に

なると、また面倒な話になると思いますので、今回はこの話の過程をまずは信用しながら、許可ということをしていくしかないのかなとちょっと思います。

以上です。

議 長

本当に、最後のご意見で何とか取りまとめたのかなと思います。

ただいまのご意見につきましては、許可相当になったときの意見がこういう具合にありましたということで〇〇のほうに申し上げて、今後よりよい経営を行っていただきたいということで、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、これで質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、議第１６３号について原案のとおり決定するに皆さんご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。よろしく申し上げます。

議 長

次に、日程第５、議第１６４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」２件を議題とします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主任。

番 外

《齋藤主任》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第１６４号を議案書をもとに朗読】

議 長

この案件についても現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。１４番庄司委員。

14番

14番です。

6月16日に、安部委員、二宮事務局長、齋藤主任、私の4名で現地を確認させていただきました。

まず、申請番号4番の現況については雑草が生い茂っており、草刈りなどの管理はされていませんでした。

なお、昨年の農振除外申請時における現地調査の報告があったように、申請地の一部に碎石が混じった土があり、作物を栽培した形跡はありませんでした。

次に、申請番号5番については農地及び宅地等の併用地となっており、現況は農地か宅地等の区別が判断できない更地になっておりました。数年以上経過しているものと見てきました。

なお、平成23年の航空写真を確認したところ、雑草や雑木らしきものが一面となっており、少なくとも15年以上は耕作されていないものと思われました。

以上、報告します。

議長

ご苦労さまでした。

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。どなたかございませんか。

申請番号5番ですけれども、この併用地がどの部分なのかちょっと確認させていただきたいと思います。

あと、この有限会社の定款には、このような条項があるのかどうか、それを読み上げていただきたいと思います。

あと、併用地があった場合は、〇〇㎡に〇〇㎡を足すと、所要面積になるのかなと思いますけれども、それでいいのかどうか確認させていただきたいと思います。

番外

《齋藤主任》 すみません、併用地の配置につきましては今、二宮事務局長からお渡しいただきましたプリントのほうに、両面あるんですけれども、

片面が土地利用計画図ということで今回の利用計画と、その裏面のほうには地目ごとに色分けした地図のほうをつけておりますので、そちらのほうをご確認していただければと思います。

あと、最後の質問については、会長おっしゃるとおり農地の申請面積と併用地の面積を足すと所要面積になるということで、そちらは間違いございません。

次に、定款は、いただいているんですけれども、目的が30個ほどございまして、今回の飲食店の経営であつたり農産物の生産、加工及び販売ということは定款に記載されている状態でございます。

以上です。（不規則発言あり）

番 外

《二宮局長》 では、併用地の説明をします。

カラーの図面を見ていただくと、まず赤の線で囲っているところが今回の計画区域です。所要面積〇〇平米になります。

畑が黄緑色になっています。田んぼがピンク色、それ以外のところが併用地になります。ですので、池沼、池沼（いけぬま）と書いて池沼（ちしょう）と呼びますけれども、池沼、茶色の部分が雑種地、肌色のところは宅地、黄色、公衆用道路、官地ですけれども、斜めに入っておりますけれども、これも併用地となっております。これが併用地の内訳です。

ちなみに、県の公衆用道路、水路については併用地ではなく、あくまでも図面を見るためのものでございますので、ご参考いただければと思います。

なお、この資料については総会終わった後、机の上に置いておいてください。回収しますので、よろしくお願いいたします。

議 長

そうすると、宅地、雑種地、池沼の合計面積が併用地になるという説明でよろしいですか。

番 外

《二宮局長》 プラス、公衆用道路。黄色の高畠町と書いている斜めになっているところですね。

議 長 これ測量したの。

番 外 《二宮局長》 これも測量しています。

議 長 何平米ですか。

番 外 《齋藤主任》 官地の部分については〇〇平米になります。

ちなみに、ほかの併用地の面積も申し上げますと、宅地が〇〇平米、池沼が〇〇平米、雑種地が〇〇平米となっております。

以上です。

議 長 分かりました。

そのほか、皆さんから。

〇〇さんは、農産物販売もできるすばらしい会社ということで、ぜひ許可できるよう、皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

ご意見ないですか。

(質問、意見なし)

議 長 分かりました。ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 それでは、議題となっておる第164号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定しました。

議 長 次、日程第6、議第165号「引き続き農業経営を行っている旨の証明
願に対する農業委員会の意見決定について」の1件を議題とします。
事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第165号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これに対する質疑に入ります。質疑の方い
らっしゃいますか。

(質問、意見なし)

議 長 異議なしという声もありました。
それでは、採決させていただきます。

議 長 議第165号について、原案のとおり決定するにご異議ございません
か。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に、局長のほうからお願いします。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きまして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。